

松山市わが家のリフォーム応援事業

対象住宅

- 松山市内にある自らが所有し、居住している又は実績報告時まで居住する住宅。
 - 分譲マンションに関しては、専用部分のみが対象です。
 - 店舗や事務所が併用されている場合は、1/2以上が居住に使用しており、建物内部で行き来できるもの。
- ※未登記の建物は対象外です。

対象工事

- [長寿命・省エネタイプ]：建物の劣化を防ぐ長寿命化工事や、平成25年省エネ基準に適合させる工事
 - [バリアフリータイプ]：高齢者や障がい者が安心して生活するためのバリアフリー工事
 - [安全・安心(耐震)タイプ]：「木造住宅耐震改修補助事業」に該当する工事に併せて行う住環境向上工事
 - [子育て応援タイプ]：同居者に18歳未満又は妊娠している者がいる世帯が行う住環境向上工事
 - 住環境向上工事：外装工事、内部工事、設備工事、増改築工事など一般的なリフォーム工事
 - 補助金交付決定後に契約・着手し、原則交付決定日から4ヵ月以内に工事完了し、令和3年3月31日(水)までに実績報告書を提出できる工事
- ※同じ工事で松山市、国等が行う他の補助制度との併用はできません。

対象者

- リフォーム工を行う住宅を所有し、現在その住宅に住んでいる人(単身赴任者を含む)
- 市内に営業所等を有するリフォーム業を営む者と工事請負契約を締結する人
- 実績報告後、松山市が行う現地確認を受けることができる人

※以下の方は申請できません

- 「住まいのリフォーム補助事業」に基づく補助金を受けている人
- 「わが家のリフォーム応援事業」に基づく補助金を受けている人
- 「住宅ストック循環支援事業」(国土交通省)に基づく補助金を受けている人
- 市税を滞納している人
- 暴力団員の人

施工業者

- 市内に住所を有する個人事業者又は市内に営業所等を有するリフォーム事業者

申込み

- 申請書は、住宅課(市役所本館7階)・支所・サービスセンター・市ホームページにごぞいます。申請期間内に下記の申請場所へお持ちください。(郵送不可)
- 申請は工事の内容がわかる方であれば、代理の方(委任状必要)でもかまいません。

申請場所 松山市役所 都市整備部 住宅課(本館7階)

受付時間 月曜日から金曜日の8時30分～17時00分(市役所の開庁時間とし、土・日・祝日を除く)

わが家のリフォーム応援事業を利用する皆さんへ

本事業利用者のための優遇金利を設けたリフォームローンを伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、松山市農業協同組合、えひめ中央農業協同組合で利用できます。ご利用の際は、各金融機関にお問い合わせください。

事業・申請に関する問合せ先 **松山市 都市整備部 住宅課**
TEL: (089) 948-6349 FAX: (089) 934-1807

E-mail: juutaku@city.matsuyama.ehime.jp 専用ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/bosyu/140601201404.html>

令和2年度

松山市 **わが家** の

あなたのリフォーム
応援します!

リフォーム応援事業

第1期募集(募集枠1億円分)

事前申請 令和2年5月7日(木)～5月25日(月)
抽選日 5月28日(木) 本申請 6月3日(水)～8月6日(木)

第2期募集(募集枠5千万円分)

事前申請 令和2年8月7日(金)～8月26日(水)
抽選日 9月1日(火) 本申請 9月7日(月)～11月11日(水)

松山市では、住み続けたい「まつやま」の創生を目指して、子育てしやすい住まいづくりや松山へ移住してこられる方が行うリフォームに補助をします。

事前申請が必要ですよ!

募集枠を超えた場合は
抽選となります!

工事着手前に申請してください!!

A 基本工事(必須)

工事費が**50万円(税抜)以上**の工事

1 長寿命・省エネタイプ



2 バリアフリータイプ



3 安全・安心(耐震)タイプ



4 子育て応援タイプ



B 住環境向上工事(基本工事に併せて行う一般的なリフォーム工事)

〈外装工事〉 〈内部工事〉 〈設備工事〉 〈増改築工事〉

対象工事費(税抜) **A. 基本工事 + B. 住環境向上工事** の **10% 補助**
補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。 (※補助金上限額 30万円)

加算

a 移住者利用 **30万円**

※平成28年4月1日以後市外から移住してくる方

b 居住誘導区域 **10万円**

※令和2年1月1日以後に居住誘導区域外から居住誘導区域内に転入し、新たに所有権を得る方

c リノベーション(中古住宅改修) **10万円**

※令和2年1月1日以後に中古住宅を購入し所有権を得る方

d 三世帯同居・近居、多子世帯 **30万円**

※新たに、親子孫等が三世帯同居・近居となる方
※多子世帯とは、18歳未満の者が3人以上いる方
※三世帯とは、親・子・孫(18歳未満及び妊娠中の子供に限る)

加算により **最高110万円**の補助が受けられます。

※補助合計額が、対象工事費の1/2を超える場合は、対象工事費の1/2が補助額となります。
※三世帯近居とは、リフォーム工事に併せて、親・子・孫の三世帯からなる子育て世帯を含む二つの世帯が新たに近く(1kmの範囲内)で居住を行うことです。

申込み方法は裏面をご覧ください。